

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	清 水 千 尋

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	近 藤 圭 代
--------	---------	-----	---------

## 開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） それでは皆さん、改めましておはようございます。

傍聴者の方には、早朝よりお出ましいただきましてありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（広瀬武雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

まずもって、10番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 皆さん、おはようございます。

議席番号10番 今木啓一郎です。

本日の一般質問最終日、議会傍聴に早朝よりお越しくださり誠にありがとうございます。

さて、ただいま議長よりお許しをいただきました。通告に従い、流域治水と排水機場について、及び「読書のまち みずほ」の推進についての質問を、これより質問席に移り、させていただきます。よろしく願いいたします。

さて、不動産業界においては、以前より不動産取引の際、土砂災害や津波によるリスクを説明する義務はありましたが、2019年、九州地方で大雨による大規模な水害が発生したことを受け、2020年8月に施行されました改正法により、新たにハザードマップを用いた水害発生リスクの説明が義務化されました。

そこで、岐阜県の河川課による不動産業界向け流域治水の推進と水害リスクに関する研修会での話や、木曽川水系長良川流域治水プロジェクト位置図などの資料を踏まえて、以下の点をお尋ねします。

まずは長良川や揖斐川といった大きな河川、犀川や糸貫川といった中小河川を含め、合計18本の1級河川が流れている当市の洪水ハザードマップを改めて確認しましたところ、家屋などの倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食の発生することが想定される家屋倒壊等氾濫想定区域（危険区域）が明示されています。それらの危険区域には、洪水氾濫と河岸浸食の2種類があります。どのような基準や調査などで、この危険区域を指定されているのか、お答えください。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 皆さん、おはようございます。

今、今木議員の質問がありましたことに関して御説明させていただきます。

洪水ハザードマップにつきましては、水防法第15条第3項の規定で、浸水想定区域をその区域に含む市町村長が浸水想定区域や避難場所等を住民、滞在者その他の者に周知させるため、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならないと規定されております。

瑞穂市におきましても、その規定に沿って作成しておりますが、一番直近では平成31年3月に作成し、その後、全戸配付などにより皆様へ配付させていただいております。

なお、洪水ハザードマップの基となるものが、河川ごとの洪水浸水想定区域図となります。この洪水浸水想定区域図は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、想定される水深や浸水継続時間などの情報に加えて、議員の言われる洪水氾濫や河岸浸食が想定される区域などの情報を含めて公表することとなっております。

洪水浸水想定区域図は、水防法第14条において河川を管理する者が作成することとなっておりますので、瑞穂市に關係する河川としましては、洪水予報河川となっています長良川や揖斐川、そして根尾川は国で作成され、犀川、糸貫川などの水位周知河川等は岐阜県で作成されています。

氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫水の水深、流速による外力と家屋の耐力を比較し、耐力を超える外力が生じる範囲を検討し、設定しています。また、河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域は、全国の類似河川における浸食幅を当該河川に当てはめ、浸食範囲を検討し、設定されています。

したがいまして、市が作成しました洪水ハザードマップにつきましては、河川を管理する国や県より、各河川の浸水想定区域図の今説明しました分析に基づいた情報をいただいて、瑞穂市が指定した避難場所など瑞穂市独自の情報を重ねて作成したものになります。市単独ではなく、国・県の情報も踏まえた危険区域の指定ということになっていきますので、市単独でつくったものではございませんということになります。ですので、この点を御理解願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 作成について理解いたしました。

さて、当市のハザードマップに記載されている、説明を受けました河岸浸食に関する危険区域は、北は生津天王東町2丁目付近から、東海道本線を越え、南は国道21号付近までの長良川右岸堤防の区域です。その区域には、鉄道交通・物流の大動脈である東海道本線、岐阜県内の濃尾平野を東西に横断する重要な河川道路である国道21号、そして旧本巢郡の汚泥・し尿処理を担うもとす広域連合の衛生施設など、当市に限らず、国・県、近隣市町にとって重要な施設

があり、それを守るべき堤防が河岸浸食されるおそれが高い区域として指定されています。このことに対する市の見解は。

加えて、この危険区域内の長良川右岸堤防について、以下の点もお答えください。

1つ、現在の堤防のり面がコンクリートブロックなどで覆われた擁壁工事の施工時期。

2つ、堤防は定期点検がなされると思っていますが、これまで問題など報告はあったのか。

3つ、長良川と並走し流れる天王川において、大型ホームセンターへの通路橋の橋脚付近で以前出水があり、補修されたが、長良川との関係性はなかったのか。

以上、御回答お願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） おはようございます。

答弁させていただきます。

先ほど企画部長から答弁がありましたとおり、家屋倒壊等氾濫想定危険区域というものは、市町村長による屋内での待避等の安全確保措置の指示等の判断に資する情報として提供されるものであることから、災害時における市民の迅速な避難行動に資する情報として活用してまいりたいというふうに考えております。

さらに、御質問のありました1点目でございます。

生津天王東町から国道21号付近の長良川右岸堤防の護岸につきましては、昭和47年から平成10年にかけて施工されたものとお聞きしております。

2点目の定期点検に関してでございます。

国土交通省では、堤防の除草後に毎年1回、目視による点検が実施されております。これまで、施設の安全性に関するような変状は報告されておられません。

3つ目に、大型ホームセンターのところの出水の件でございます。

議員御指摘の天王川の補修というものは、平成30年7月の梅雨前線豪雨及び台風7号により被災した護岸ブロックの補修であることを前提に答弁させていただきます。

補修は、県の災害復旧工事として実施されました。当時の被災写真を改めて確認させていただきまして、護岸ブロック背面が陥没して、部分的には、前面に擁壁が転倒し、亀裂が発生しているようなところも確認されたところでございます。被災メカニズムの検証によれば、天王川の洪水により被災したものと報告されております。

先ほどもお答えしたとおり、長良川堤防においては、これまでも国土交通省から安全性に関する変状は報告されていないことから、長良川の原因によるという関連性はないものと推察いたします。国・県と連携するとともに、今後は流域全体で行う総合的かつ多層的な水害対策をあらゆる関係者と協働して流域治水を推進してまいります。

[10番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

御答弁によれば、長良川については安心であると。年1回、目視でございますが、検査していただいている。また天王川についても、その点は関係なかったということでございました。

ただし、コンクリートブロックによる擁壁工事については、昭和47年といたしますと、古くは50年ほど前ということになりますので、そのことを鑑み、当市においては流域治水プロジェクトとして遊水整備などがなされていますが、河岸浸食の危険区域となっている堤防はもとより、長良川や揖斐川といった大きな河川の堤防に万が一何かあってはなりません。今後とも氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策として、従来からの河道掘削に加え、堤防整備、堤防強化を国・県へより一層要請すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。御回答お願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） ただいま御提案いただきましたところでございます。今般、よく上がります流域治水というようなものでございます。これは、今までの国とか県の、市もそうですが、いわゆるハード対策のみならず、流域全体で民間の方、市民の方を含めて、皆で力を寄り添って、協働で治水事業を進めましょうという考え方でございます。当然、日頃から川の近くをウォーキングされる方、利用される方からの情報もございますので、そういったものを真摯に受け止めまして、市といたしましては、国とか県に、損傷を発見された場合には強く要望してまいりたいというように考えております。

[10番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

では、これよりは排水機場についての質問に移ります。

さて、令和3年8月12日から15日にかけて、記録的な大雨により、河川の越水や浸水などの被害が県内で発生したことは記憶にも新しいことだと思います。そのとき、市が管理する3か所の排水機場では、市民の安全と財産を守るべく、管理人、操作員として、区長をはじめ地域の方が交代で連日連夜、排水機を操作されていました。その姿を拝見し、本当に頭が下がる思いでありました。

その折、区長さんより、排水機場内の環境改善についてのお話をいただきました。その内容は、雨雲の状況、1時間ごとの気象予想、警報・注意報や河川水位の状況など、各種情報をデジタルでリアルに場内で入手できれば、より精度の高い排水機場への流入量予測や、より効率的な排水ポンプの運転が行えるとのことでした。まさにそのとおりであると思います。

そこで、市として排水機場のデジタル化についての見解を求めます。お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

今木議員のおっしゃるとおり、近年は刻々と変化する気象情報等を多くのデジタル媒体において確認することが可能となっております。現に、私ども部長職以上に貸与されておりますタブレット端末や職員自身の所有するスマートフォンのアプリから、雨雲の動きや降雨状況、また1級河川の水位等の情報をリアルタイムに確認することが可能であり、それにより災害の未然防止対策に活用をしております。

排水機場の操作員の方へのタブレットの貸出しなどについても相談をいたしました。操作員の方からは、タブレット端末やスマートフォンは画面が小さく、操作がしづらいとの意見や、操作員の方が比較的高齢の方が多いこともあり、タブレットの利用に不安があることから、端末機の購入は行わず、市職員と操作員の方が電話での情報交換を行いながら、排水機の起動時期など判断していただきたいと思っております。

ただ、刻々と変化する気象情報を容易に確認することができるよう、現在、各排水機場に設置してありますアナログテレビをデジタルテレビに買い換え、数時間後の雨雲などにより雨量を予測しながら、排水ポンプの操作に対応していただけるよう整備したいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。使いやすい、分かりやすいということで、ひとまずWi-Fi環境ではなく、デジタルテレビということでございましたので、なるべく性能の良いデジタルテレビのほうをよろしくお願いします。

では、近年、1時間雨量50ミリを上回る短時間降雨の発生件数の増加、また総雨量1,000ミリ以上の雨も頻発するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化している状況を踏まえ、市が管理する3か所の排水機場の排水能力をさらに向上させる必要性についての見解を求めます。お答えください。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 市の管理する排水機場は、花塚・別府・牛牧排水機場の3か所があります。3機場は、昭和30年代に土地改良事業によって築造されましたが、経年変化の中で施設の老朽化が進み、さらには排水能力の低下により、平成20年度に、各機場の流域の内水解析を基に必要なポンプ口径を概定し、翌年度の基本設計により排水機場の規模・形式等の決定を行いました。

降水確率を20年確率に設定し排水量を決定し、花塚排水機場は建設当時の排水量毎秒2.4立方メートルから毎秒2.7立方メートルに、また別府排水機場は建設当時の排水量毎秒1.4立方メ

ートルを、老朽化による排水能力の低下改善のため更新を実施しております。

さらに、現在、国土交通省による犀川遊水地事業により牛牧排水機場の建設が進められ、牛牧排水機場の排水量、毎秒3立方メートルから毎秒4.7立方メートルに能力向上を含め実施していただいております。

今木議員の御質問のとおり、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化している現実がありますが、例えば千年に一度の降雨に対応可能な排水機場整備は過大整備であり、現段階での排水能力向上について、花塚及び別府排水機場において考えてはおりませんが、牛牧排水機場においては上流部の市街化が進むことが想定され、将来、排水ポンプの増設工事が必要であると考え、毎秒7立方メートルの排水機能向上に対応できるよう、国により建屋を建設していただいております。

雨の降り方が局地化・集中化・激甚化している状況でありますので、市民の方々にもより一層の防災意識を常にお持ちいただき、行動していただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

[10番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

では、先ほども述べましたが、現在区長をはじめ地域の方が、市民の生命線であり、財産を守る重要な排水機を適切に管理し操作いただいておりますが、全国的にも負担が重く、使命感に頼る部分がある。土・日、祝日、夜間も関係なしなどの要因による人員確保や高齢化の問題、加えて操作員の安全確保や負担軽減の仕組みなどの課題も上がっています。これらの点について、市の見解をお答えください。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在、市の管理する排水機場において、花塚で7名の方、牛牧で5名の方、別府で6名の計18名の操作員の方々に委託契約を締結させていただき、台風や大雨による内水の上昇時に、機場での事前待機及びポンプ起動から内水の自然排水確認に至るまで作業を行っていただいている状況です。

排水機場稼働時には、スクリーンに流下してくる樹木や草、及びビニールごみなどの堆積物の除去をじょれんにて行っております。作業の際、誤って河川へ転落することを防止するため、平成30年度に花塚及び別府に、平成31年度に牛牧排水機場に転落防止柵を設置し、安全帯をつなげ作業を行っていただくことで操作員の方々の安全確保に努めました。

しかし、雨が降りしきる中、じょれんを使用しての除去作業は大変重労働で、転落防止柵の設置だけでは、危険は軽減されたものの、負担軽減につきましては十分ではない状況であります。

そこで、電動除じん機の整備を令和4年度に別府排水機場に、令和5年度に花塚排水機場に、土地改良施設維持管理適正化事業におきまして設置をする予定であります。また、牛牧排水機場につきましては、現在整備中である排水機設置工事の中で電動除じん機を設置していきます。このことにより操作員の方々の作業軽減を図り、さらに安全性向上に努めてまいりたいと思います。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 確かに不幸な事故が排水機場で、他の市町でしたけれども、新聞に載っておりました。そういうことがないように、当市においてはということで対策は取られているということですが、今後も人員確保、高齢化とかありますので、そちらのほう、使命感に頼るだけじゃなく、何とか考えていただければと思っております。

では、次の質問に移ります。

今後進められていく下水道整備に付随する雨水対策補助事業に、前問の当市が管理する排水機場の排水能力の向上や耐水化として、電気設備などの上部への移設や防水仕様への設備の更新、建物全体の耐水化など、多額の予算が必要となる整備事業が制度上含まれていますか、お答えください。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

御質問の今後公共下水道の補助対象事業として実施するためには、これらの排水機場を公共下水道ポンプ場として位置づける必要があります。

これまでの公共下水道瑞穂処理区で手続をしてきましたとおり、都市計画区域の決定、あと下水道事業計画協議及び都市計画事業認可の手続を進める必要があります。また、雨水ポンプ場、いわゆる排水機場となりますが、こちらを公共下水道の基準に基づいた容量の施設に計画する必要がありますので、現在の湛水防除を目的とした農業施設の改修では、公共下水道の補助金事業としての対象とはなりません。

しかし、瑞穂市が管理する排水機場の対象排水区域は、市街化区域を受け持っておりますので、先ほどの手続を踏んで公共下水道の雨水ポンプ場として位置づけ、公共下水道基準に合った新たなポンプ場の建設を国庫補助事業として行うことは可能であります。

現在、地球温暖化の影響で局地的な集中豪雨が頻発する中、雨水対策事業は今まで以上に重要なことだと考えていますので、公共下水道事業の国庫補助金を活用しながら、安心・安全で快適なまちづくりを進めていきたいと考えていますので、今後とも御協力をよろしく願います。

[10番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

これまで質問してまいりました排水機場は、御答弁のとおり、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に貢献することを目的とする湛水防除事業により整備されてまいりました。

先般の産業建設委員会での公共下水、雨水対策についての勉強会の結びに、市街化地域の水害対策は、公共下水事業で整備することで国庫補助対象事業や起債対象事業となり、効率的な整備が行え、市内全域については、河川整備事業や湛水防除事業などと組み合わせ、効率的な整備を行い、安全な地域をつくっていくものとありました。何とぞ当市をより水害に強いまちになりますようお願いをし、流域治水と排水機場についての質問を終わり、次の質問に移ります。

さて、瑞穂市は、教育委員会を中心に「あいさつのまち みずほ」「読書のまち みずほ」を推進され、挨拶運動に関しては、大人からも子供からも挨拶ができるまちを目指した黄色い「あいさつのまち みずほ」ののぼり旗が小・中学校や保育所をはじめ、市内随所ではためています。

また、読書活動については、乳児の10か月児相談時に絵本のプレゼントをするブックスタート活動など、子供の読書活動に特に力を入れているように感じております。そして、今年度は新型コロナウイルス感染症における経済対策の側面に、子供たちに、夏休み期間の読書の機会づくりを併せた1人2,000円の図書カードが夏休み前に各家庭に発送されました。その見届けについては、基本的には、方法や内容は学校、学年、学級に任せ、読んだ本を学級の仲間に紹介する発表会、教育委員会からはビブリオバトルというものが提案されたとのことでした。

では、実際に当市の小・中学校では、見届けについてどのようなことが行われたのか。その効果についてもお答えください。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今木議員の「読書のまち みずほ」の推進について、今年の図書カード配付に係る見届けについて答弁させていただきます。

今回、このカードの活用の見届けとしまして、2つの点から答弁させていただきたいと思っています。

1点目は、アンケートの実施でございます。

方法は、図書カードを配付させていただいた小・中学生や未就学児の保護者の方に対して、ウェブ上で今現在実施しているところでございます。中間での集計状況を回答させていただきたいと思っておりますが、現在、集計できる中間では1,471名の回答がございました。

質問と回答の主な内容等についてお答えしたいと思っておりますが、1つ目に「図書カードの金額

はどうでしたか」の問いに対して、約73%の方が「ちょうどよかった」という回答をいただいています。

2つ目に、「図書カードの配付時期はどうでしたか」についても、約80%の方が「ちょうどよかった」という回答でございます。

3点目に、「本を何冊購入しましたか」の問いには、「1冊」という方が44%で最も多くて、「2冊」という方が約31%でございました。

4点目に、「この機会に読書時間は増えましたか」の問いに對しましては、約63%の方が「増えた」と回答いただいております。

5番目には、「今後も図書カードの配付を希望されますか」との問いに對しましては、93%の方が「希望する」というような回答をいただいております。

アンケートの途中集計結果ではございますが、図書カードの配付が読書活動の推進に効果があったと推察しているところでございます。

2点目でございますが、市内の小・中学校に對しまして、議員御案内のように、夏休みの宿題として、9月以降に、購入した本の紹介をするようお願いしたところでございます。さらに取り組める学校や学年においては、本の紹介の方法としてビブリオバトルも推奨させていただいたところでございます。

報告の結果としましては、市内の全ての学校で実施していただいております。ビブリオバトルにつきましては、中学校の中には全学年で実施した。あるいは、小学校では高学年で実施したというような報告をいただいております。確実に実施いただけたなあというふうに思っております。

なお、このビブリオバトルにつきましては、市内の小学校6年生が新聞に次のような投稿をしておりましたので、ちょっと紹介させていただきます。

僕の通う小学校では、夏休み明けにクラスでビブリオバトルが行われました。ビブリオバトルとは、まず自分が気に入った本を持ち寄って、その本の魅力を仲間に紹介します。その後、一番読んでみたいと思った本に投票して、チャンプ本を決めるという新感覚ゲームです。夏休みに市から図書カードのプレゼントがあったので、それを活用して、読んでみたいと思った本を買いました。仲間が紹介する本は、詩、地理、小説や絵本など様々で、今まで自分では手に取ったことのない本もあって、とても面白かったです。そして、あの子はこんな本が好きなんだなあ、本を通して友達のことをもっと知ることができましたし、今まで知らなかった類いの本に出会うことができました。あと、僕が紹介した本に友達が興味を持ってくれてうれしかったです。中学校へ行っても、またいろいろな友達とビブリオバトルをやりたいです。

こんな感想を持った小学生がおりまして、こんな彼のような気持ちを大切にしながら、瑞穂市の子供たちがさらに読書することが好きになってくれることを願っております。

す。

以上のアンケートや学校からの報告、この新聞投稿記事を踏まえますと、今回の図書カードの配付は大変効果があったと私どもは捉えておるところでございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 経済面だけじゃなく、読書の推進ということに大変寄与した事業であったということが確認取れました。

先ほどの御紹介がありました子供さんの記事ではないですが、「人を通して本を知る、本を通して人を知る」をキャッチコピーに、全国的に広がりつつあるビブリオバトルを今年度コロナ禍という状況下で初めて実施されたことであります。

そこで、この経験を基に、来年度教育現場において何か取組をされる予定はありますか、お答えください。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほど答弁させていただいたように、夏休みの読書活動について、今回の図書カードの配付は本当に効果的に役立ったなということ踏まえて私たちは考えております。今年度の実践を基にして、来年度以降もいわゆる本の紹介というような活動は継続していきたいという思いでおるところでございます。

さらに、先ほどの新聞投稿記事のお子さんが言うておりますように、中学校へ行ってもビブリオバトルをやってみたいという思いも大切にしながら、市としてビブリオバトル大会を開催できないかなあということを考え、現在、市のPTA連合会と協働して企画をしたいというようなことを考えておるところでございます。この意図としましては、小・中学生の読書活動だけでなく、保護者の方もこの中に巻き込んで参加をしていただけるとありがたいなあという思いです。大人の読書活動もできるような環境を整えることによって、子供だけでなく、大人も含めた本当に「読書のまち みずほ」を少しずつ進めていきたいと、実現していきたいというふうに考えておるからでございます。

また、このビブリオバトルを実施するに当たりましては、タブレットの活用についても考えておるところでございます。例えば先ほどの子供が投稿してきたように、チャンプ本を決めるということで投票するわけですが、この集計なんかも簡単にしようと思ったら、タブレットで投票機能を使うんですね。そういうことによって自動集計できます。そういうような方法であるとか、あるいは全児童・生徒に配信ができますので、大会結果のチャンプ本を、いろんな学校のお友達の選んだ本ですよという形で紹介をしていくとかいうような形でのタブレットの活用ということも考えることができます。

このように、現時点での環境を最大限に生かしながら、今後もビブリオバトルについては定

着できるように進めていきたいという考えを持っておるところでございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。確かに子供たちの手元にありますタブレットを活用していくということは、大変有効的なことであり、また保護者の方も巻き込んでいくということはすばらしいことではないかと思っております。

そして、加えて1つお願いしたいんですけど、子供たちが紹介したチャンプ本については、学校図書や市内図書で購入していただけるように何とぞお願いします。

ところで、家庭でのW i - F i 環境や光回線の整備・普及が進む中、コロナ禍の影響により、私たちは自宅での勤務、いわゆるリモートワークや教育現場でのウェブ授業など、急速に進むリモート社会への対応が求められました。そして消費行動については、オンラインショッピング、電子書籍、オンラインコミックの購読、有料動画配信サービスの利用が増加しており、この流れは、新型コロナウイルス感染終息後も変わらないと言われております。

そこで、パソコン、スマートフォンやタブレット端末が、児童・生徒をはじめ多くの若者から高齢者に至るまで、より身近なもの、欠かせないものになっている現在の社会状況を踏まえ、「読書のまち みずほ」を育児・教育現場に限らず、子供から大人まで全市民に向けて一層推進する施策について何かお考えはありますか、御答弁お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 「読書のまち みずほ」を推進するということにつきまして、有効なツールとして、今、議員御紹介いただきました電子書籍の活用については教育委員会でも検討を始めているところでございます。

電子書籍については、読書の在り方に関心が高まっていくということであるとともに、現時点でも、県内のほかの自治体において導入を始められているところもあるというふうに聞いております。

この電子書籍を導入するメリットとしまして、いろいろとあるかと思うわけですが、瑞穂市としましては、特に次の3点について考えております。

1つ目は、24時間の貸出しができ、自動で返却されること。

2つ目には、日中の来館が難しいと言われるビジネスパーソンの方、あるいは子育てや介護などに従事されている方、あるいは身体的に来館が困難な方など、いわゆる非来館者と言われる方々に対するサービスを提供できることでございます。

3点目には、目の不自由な方や読みづらいと感じる方には、読み上げ機能がついております。そういったことを活用して利用していただいたり、あるいは、英語を勉強する方には発音練習にも活用できるというようなメリットがあるというふうに私たちは考えておるところでございます。

ます。

また、令和2年度に、文部科学省が実施されました電子図書館を活用した子ども読書活動の実態調査というのがありまして、ここにおいても、全国的に読書離れが進んでいるとされる中高生に対しても大変有効なツールであるというような報告がなされているところです。

しかしながら、実際の本を手を持ち、読書することのすばらしさについても、私たちは大切にしたいと考えております。

よって、このような状況から、瑞穂市におきましては、現行の読書の在り方と電子書籍による読書の双方について、十分な検討を踏まえて、導入について進めていきたいなあというふうに考えているところでございます。

最後に、「読書のまち みずほ」を重点として今やってきているところでございますが、今年の夏休みの後に行われました令和3年度岐阜県青少年読書感想文コンクールというのがあります。県の読書感想文のコンクールでございますが、そこにおいて小学校低学年の部、小学校中学年の部の2つの部門で瑞穂市の子供は最優秀賞を取ってくれました。現在、全国コンクール、いわゆる中央審査会で審査されているというふうに聞いておるところです。幼い頃から各家庭での、あるいは各保育所等での読み聞かせであるとか、小学校・中学校でのいわゆる読書活動が少しずつ子供たちの姿となって定着し、現れてきているのではないかなあというふうに思っているところでございます。

これからも、こういった着実な取組を続けていくことが大事であると私たちは捉えて、「読書のまち みずほ」の本当の実現に向けて、これからも歩んでいきたいなあというふうに思っているところです。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 子供たちに読書が根づいてきている。その一端を御紹介いただきましてありがとうございます。ますますその推進を求めるものでございます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 10番 今木啓一郎君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時56分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

14番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 議席番号14番、公明党の若井千尋です。

広瀬武雄議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

まずもって本日は、1903年、今から118年前に、アメリカのノースカロライナでライト兄弟が初の動力飛行に成功した日だということでございます。4回飛行した中で、最初は12秒、4回目は59秒で、259メートル飛んだということでございます。

もちろん行政においては、失敗は許されるものではありませんが、私自身、この日にしっかり自分自身も市の発展、また市民の安心・安全のためにしっかりと努力をしていかなければいけない、挑戦していかなければいけないと決意をした次第でございます。

本日、私の質問は、公職選挙法の改正について、また行政組織内の連携について、3点目はJR穂積駅周辺の整備とジェンダー問題について、大きく3点でございますが、質問させていただきたいと思っております。

以下は質問席に移り、質問させていただきます。

最初の質問でございますが、公職選挙法が改正になったということで、これは令和2年の法改正でございますが、町村選挙における立候補環境を改善するため、市の選挙と同様の制度とするものということであります。

内容は、町村長選挙については、既に認められている選挙運動手段である選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラについて、新たに公営対象とするとあり、次いで町村議会選挙については、選挙運動用ビラの頒布を解禁するとともに、既に認められている選挙運動手段である選挙運動用自動車、選挙運動用ポスターと併せて新たに公営対象とする。また、供託金15万円を導入するというふうになっております。

これらは、今、町村議会の話でございますが、本日最初にお聞きする点は、町村選挙における立候補環境を改善するため、市の選挙と同様の制度とするものとなっているというふうになっておりますが、当市はこの制度になっておるか、まず1点確認します。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、若井議員の御質問にお答えします。

まず、当市の選挙公営制度の状況についてお答えいたします。

選挙公営制度は、お金のかからない選挙を推進し、選挙への立候補に係る環境改善を図ることを目的として、国または地方公共団体が選挙運動に要する費用を負担する制度でございます。選挙公営の対象となるものとしたしましては、選挙運動用自動車の使用や選挙公報、選挙ポスターや選挙運動用はがきやビラに関するものがございます。

当市の状況についてですが、選挙公営として実施しているものは、選挙運動用通常はがきの交付、選挙公報の作成及び配布、投票記載所の候補者氏名などの掲示、ポスター掲示場の設営、個人演説会の公営施設の使用がございまして、実施していないものについては、選挙運動用自

動車の使用、選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用ビラの作成に係る経費の負担となります。

なお、地方公共団体の選挙における選挙公営制度については、条例で定めるところにより制度を導入することができる任意制となっているものがございます。これは、各地方公共団体における選挙の実態や財政状況等を総合的に勘案いたしまして、地域の実情に応じて、選挙公営を実施するか否かを自主的に判断するものとして選択できるようになっております。

この任意制の選挙公営制度になっているものは、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用ビラの作成、ポスター掲示場の設置、選挙公報の発行の5種類がございまして。このうち当市では、ポスター掲示場の設置と選挙公報の発行を条例で定めて実施しております。選挙運動用自動車の使用、ポスターとビラの作成の3種類に係る経費の負担については対象外としておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、総務部長が言われたとおりでございます。

市町村議会議員の選挙の任意制度、公営制度においては、今地域の実情によるというお話がございました。県内の21市で選挙運動用自動車の使用、またビラの頒布、ポスター作成の3項目、どれも公営対象となっていない市は、山田市、飛騨市、本巣市、郡上市、海津市、そして当市の瑞穂市でございます。この現状の中で、今、総務部長のお話があったとおりでございますが、この改正以降、揖斐川町とか岐南町なんかは、行政のほうが主導になって改正をされたというふうに聞きましたが、当市においては、御存じのように、他市町と比べても多くの方が立候補され、選挙のたびにですけれども、大変に活気のある選挙が行われておるのが現状でございます。

今回の改正は、市町村議会の立候補者の環境の改善が目的であり、市の選挙同様とうたわれている内容に当市が該当しておらなかったこととございますが、若い世代の方や、また女性の議会進出がしやすい環境の整備の必要性ということも考えないわけとございます。その辺について、まず執行部のお考えを伺います。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

当市の選挙公営制度の状況に対する考えについてですが、議員の御説明にありましたように、県内の状況を見ますと、21市のうち14市が導入しているほか、令和2年の公職選挙法の改正によりまして、町村の選挙についても、この選挙公営の対象が拡大されたところで、約半数の町村が導入しているところでございます。

選挙運動用自動車の使用など当市が実施していないものについて、他市の導入時期を見ても

ますと、平成4年の公職選挙法の改正によりまして、市の選挙で任意制の選挙公営制度が導入された後、当時市となっていたほとんどのところが平成6年から8年に条例を制定しているようですが、その後、平成の大合併で市になった当市を含めた7市については、現状、条例を制定していない状況でございます。また、山県市におきましては、合併時にですが、選挙公営条例を制定していましたが、その後、市の経費削減を目的として同条例を廃止したようでございます。

この任意制の趣旨というところで、それぞれの地方自治体が地域の状況に応じて選択できる自主性がございます。ポスター掲示場の設置は県内全ての市町村が導入しておりますが、選挙公報の発行については実施していない市町村もございます。

当市において、選挙運動用自動車の使用などの公費負担の導入を検討する場合に課題となるのは、やはり財政面になろうかと思えます。他市の金額を基に、この実施していない3種類の制度を導入した場合を令和2年度の市議会議員選挙で試算してみますと、制度の利用状況によって変化はいたしますが、公費負担額は約1,000万円程度が見込まれ、この金額は令和2年の市議会議員選挙における総事業費2,127万円と合わせますと、事業費が1.5倍増えることになり、大幅増となるものでございます。こうした状況を踏まえますと、現状では任意制の選挙公営に係る条例の制定は難しいのではないかとこのように考えております。

一方で、議員の御指摘にありますように、選挙公営制度は選挙への立候補に係る環境整備改善に当たって重要な役割を担うものでございます。当市といたしましては、任意制の選挙公営のうち、選挙公報の発行に力を入れておりまして、旧穂積町時代に県内でもいち早く条例を制定した経緯がございます。当時としては、県内の他市町でも導入しているところも少ない状況で、早い時期に導入したものでございました。その後、瑞穂市としても条例を継続して整備し、有権者への配布方法についても全戸配布を継続しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、行政のほうのお考えは何いました。

当然、条例の下で行われておるものでございます。瑞穂市議会基本条例の第14条、議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自にまたは当該地の自治体の議会と協力し、地方分権のため、議会の在り方について調査・研究等を行うというふうにあります。また、第25条においては、議会は、この条例の目的が達成されているか常に調査し、社会情勢の変化及び市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを適宜行うものとなっております。

当然、私ども議会におきましては、市長部局と同じように、市民より二元代表制という形で

取っております。瑞穂市の状況は十分自分でも理解しておるわけですが、やはりこの辺は議員間の中でしっかり議論を進めてまいる決意でございますので、また改めてこういった問題が出たときにはしっかりと現状を見直して取り組んでいきたい、このように思っております。よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

2番目は、行政組織内の連携についてというタイトルをつけさせていただきましたが、1点は防災の観点からお聞きをいたします。

今月3日午前中において、山梨県東部と和歌山県御坊市で震度5弱の地震が相次いで発生をしました。今回の地震は、近い将来、かなり高い確率で発生すると予想されている南海トラフとは直接は関係ないとのことですが、先日、新聞の記事に、災害マネジメント総括支援員を拡充し、災害時に被災自治体へ支援員を派遣してほしい旨の記事がありました。

昨日の若園議員のお話にもありましたが、45年前、当市は大きな水害を経験しております。随分半世紀近い前の災害でございますが、被災を経験したということで、被災地へ派遣する人材の育成や、また担当の方、職員さん以外にも、やっぱり行政員、また私たちもそうですけれども、防災に関してしっかりとレベルアップしていかなければいけないということを感じるわけですが、担当者以外で、防災、派遣をできるような状況なのかどうなのかも含めて現状をお聞きしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 若井議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の言われる災害マネジメント総括支援員につきましては、被災した自治体の長への助言や幹部職員との調整、関係機関や総務省との連携を通じて、災害マネジメントを総括的に支援する者のことをいいます。

この災害マネジメント総括支援員は、地方自治体が応援職員として被災地方自治体へ派遣する者となります。任命においては、都道府県などから推薦された上で総務省が管理する名簿に登録されている者とされています。

なお、災害マネジメント総括支援員に求められる資質としましては、災害対策の陣頭指揮を執った経験や、災害時に派遣職員として被災地で災害マネジメントに関する活動を行った経験が求められます。また、被災市区町村の首長さん等への助言を行うことから、管理職の経験も要件となっております。この要件などを考慮しますと、現在の瑞穂市の管理職には、昭和51年の水害の際に業務として関わった職員はおりません。これは事実です。その後、瑞穂市は幸いなことに大きな災害に遭っておりませんので、市の職員が災害マネジメント総括支援員に登録できるレベルには至っていないという状況と言えるのが事実です。

しかしながら、瑞穂市内が被災した場合は、一義的に市職員が対応する必要に迫られるため、

市職員のスキルアップは必要であると考えております。被災地への派遣などの機会がありましたら、貴重な経験を積むということも可能となりますので、人事を所管する総務部と協議した上で、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

行政職員のレベルアップでの今後の考え方について、もう一つ説明させていただきます。

今年度より、瑞穂市政策会議等に関する規定の制定によりまして、重要課題については、既存の部長会議の前段に政策を審議する場である政策会議というのを設けました。議論の成熟度を高めるとともに、その決定プロセスを明確化することを目指しまして実施するということにしました。

部を超えた行政課題が多い昨今ですが、庁舎内で連携を取り、調整をする過程が重要となつてきています。所管する部の部課長が関係する部・課を集めまして、政策決定や課題解決について議論する政策調整会議があります。この議論が深まれば、市長が加わる政策会議で基本方針を審議・決定するということとなります。この庁舎内の意思形成過程において、部や課を超えて連携を取り合い、全体の意思形成を図っていくというスキルを鍛えるというのが職員育成に資すると考えております。これも行政組織内の連携の一つとして今御説明させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今議会で、係長制度のことが話題になっております。責任を明確化することと、今、私が伺っておるように、行政内の中で、組織の中でも連携し合うという、防災に限らないとは思いますが、本当にここは有事の際に、今、企画部長言われたように、誰かに任せるようなことではなく、まずは自助という部分でございますから、市民の自助をしっかり支えていく上でも、やっぱり行政に携わる私たちがしっかりリーダーシップを取っていくような方向に向かなくてはいけないのではないかなということで、今回この新聞の記事でございました。

この中には、自治体の人材確保の要請であったり、また定年延長で継続雇用となった職員の方にも協力を求めるといったような内容も書いてあります。やはり他市町への災害地へ応援をしに行くということもそうですが、それに併せて、今、企画部長話があったように、本市においての災害に対する意識、またレベルアップをしていかなければいけないなというふうに思います。

私も15年ほど前に、いつも言いますが、防災士という資格を取得してまいりました。現実は何もしていないのが現状でございます。今年度も、瑞穂市の防災リーダー研修会という御案内をいただきまして、今年はコロナの関係で開催が明年になりましたが、来月には巢南公民館の

ほうで研修会の御案内が来ておりましたので、参加をさせていただこうというふうに思っております。一般市民じゃないかもしれませんが、それでも市民の方全体が防災というものにしっかき意識を持っていていただくためには、やはり行政間の連携で強化していかなければいけないのではないかなというふうに思っています。

また、さらに今月の議会だよりの裏面では、中学校での防災テントの設営の仕方であるとか、以前も防災キャンプのことを御質問させていただきましたが、この市議会だよりの活動を見させていただくと、やはり中学生の子もしっかり関心を持っていただいている、教育長が指導していただいているなということも感じながら、やはりこういう記事を見て心強く思うのは私だけではないというふうに思っています。市内全体の方が、防災というものにしっかき高い関心を持っていただいていることの重要性をもっともっと訴えていかなければいけないのではないかなというふうに感じておる次第でございます。

私も、何度もお話ししますが、10年前、東北での震災のときに、社協さんが募集されたボランティアに、庄田議員と一緒に派遣先で3日間現地で活動させていただきました。正直なところ、活動させていただいたというよりは、本当に思っただけで行かせていただいたわけですが、その記憶もしっかりとある中で、やはり当市をしっかき守りたいという思っただけでやっておりますけれども、具体的には何をしたいのか分からないというのが現状でございます。また行政の方にもしっかきと御指導願っしながら、その辺は自分自身もレベルアップしていきたいなというふうに考えております。

ちょっと防災から外れますが、今度は行政内の連携ということで、瑞穂市をブランド化するという、瑞穂市をブランドと考えた場合に、広く広報などをアピールする専門部署のようなものはあるのかなのか。もしあればどこが担っておられるのか、伺っしていきたいと思っます。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 瑞穂市の魅力を広く広報・PRしていく部署は、企画部総合政策課において行っています。広報が企画部総合政策課というところになっていますので、課の名称に「広報」という言葉が入っておりませんので、なかなか分かりづらい点もあるかと思っます。

情報を発信するべき、どのような情報を発信していきたいという内容だとか、ブランドを発信していくというところではございますが、その前段には、担当する課と練っていくということがあると思っます。この部署とよく協議して、どういうふうに戦略的に打っていくのかということを検討するということになります。

例えば富有柿発祥の地として、富有柿を広報・PRしていくという上で必ず必要となっくることは、富有柿の由来など地理的な条件や歴史的背景等、様々な情報が必要となります。そのようなときは、都市整備部商工農政観光課からの情報、さらには教育委員会生涯学習課から

の情報が必要となってきます。市役所全課において、情報を発信していくという意識が強くなることも必要だと考えております。各課は日常の業務に追われております。その中でいかに情報を発信していく環境を整えるかということが、企画部の課題であると認識しているところでございます。

これらも含めて、地域の素材を一つのブランド化をさせまして、広報・PRしていくというのは行政組織内の連携の下、最終的には企画部総合政策課で推進していくということとなると私どもは認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 私、今回ここでお聞きしたかった点は、実は秋口というか冬近くなって、議会の前に、当市で活躍されている団体のリーダーの方が、富有柿を自分たちの関連の方に全国でアピールをしたら、1,000人ぐらいの方から問合せがあったということを知ったんです。いろいろアンケートにお答えいただいたら、富有柿を3箱お送りしますよみたいな形で言われたと。

僕は、その1,000人の方がいろいろコメントをつけてアンケートに答えていただいたというような情報であるとか、また昨日の岐阜新聞にも、多治見市さんとか白川村が、県内2か所、アニメの聖地ということで紹介をされておりました。アニメの聖地というところがどこか分からないですけど、これも秋口に市内の方から、実はあるアニメで穂積駅がずうっと紹介されておるよという画像を見させていただいたんです。私も全然知らなかったものですから、詳しく情報をしっかり取る前に、まだまだ詳しいことは分からないですけど、何枚も穂積駅が出てくるんです。そのあるアニメの中に。

その話を伺って、その方とお話をしておる際に、瑞穂市のブランドという話をしておるわけでございますが、本当にポテンシャルがすごくある中で、この瑞穂市を私たち自身がどういうまちであるかをしっかり把握した上で取り組んでいかなければいけないなというふう感じた次第でございますが、アニメのファンの方から聖地というふうに言われておるかどうかまでは分からないですけども、そういった情報というのは行政部局で把握しておられるかどうか、確認したいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 御質問の2点につきましては、詳細には存じておりませんでした。

情報発信という点では、私ども市からは広報紙、フェイスブック、ホームページ等で瑞穂市のPR発信を行っています。等といったところには、あとはNHK岐阜だとか、岐阜放送さんだとか、そういうデジタル放送というか、文字を発信するとか、そういうのもいろいろありま

す。

逆に情報収集につきましては、なかなか取り入れる体制ができていないのが現実と感じております。広報という感覚で内部の情報を出していくというのは、ルーチン的には意識づいてはいるんですけども、市中にある、市内にある情報を収集していく力というのは、やっぱり弱いのではないかなということは感じています。

市内の様々な情報を捉えるには、やっぱり職員が各自アンテナを張っていないと、例えば自分のところのポジション、各部・課がやっていることで、こんなことが市内で起こっているよねということを考えるというアンテナを張っている職員が多くないと、なかなか難しいのかなというふうに思っています。

また、一部の職員だけが情報を知っているのではなくて、共通な、庁内の中に情報を共有できるようなプラットフォームというのにも必要なかなというふうに考えているところでございます。

こうしたことから、各部署間の横の連携をさらに行い、情報収集と情報の共有という面から仕組みをつくっていくことが必要と感じているという状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 私も本当に新聞等で瑞穂市が発信をされている、市長はよく新聞にも出ておられるなあというふうに思いながら、今、企画部長のお話を伺いながら、発信力は少ないわけではないというふうに思うんですが、今言われました情報を収集できるから発信をされるというふうに思うわけでございますが、いろんな分野に目を広げた場合、今、企画部長お話しされましたように、私が今お話しさせていただいたような情報もありますよという、これも私自身も十分広く深くはないんですけども、今お互い確認できたことというのは、情報を収集して、それをしっかり練り上げて発信していく。やっぱり瑞穂市というのは、もっともっとブランド力を高められるまちだというふうに私も思っておりますので、その辺を確認させていただいた上で、2番目の質問の総括のような形になりますが、そういった意味で、防災であるとか、また市のPR以外にも、福祉関係で、前に話がありましたワンストップ窓口のような、いろいろ悩みを抱えた方が、ここへ相談すればしっかり答えていただけるような理想となるワンストップ窓口ということでございますが、市民のサービス向上のために市庁舎内で連携を取るというか、中心となるような部署をもう一度確認したいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問についてお答えをいたします。

議員が言われる防災関係への対応、市のPRイベントなど、市を挙げて対応が必要なものに

関しては、市職員が一丸となり、連携をして業務を進めているところでございます。今年度からは、福祉関係における組織内の効率的な連携・強化を図るため、子育てワンストップサービスを実施しており、ワンフロアで子ども・子育て関係の手続を完結できるよう業務を行っております。

しかしながら、現在、福祉関係の業務を進めていく上で、来庁者の動線、待合場所の確保の面で十分ではなく、現在の状態では、執務スペースにおいても非常に手狭で、そういう状況が続いております。

今後の案として持っておりますのは、総合センターの2階のスペースで、今後浴室を廃止するということを検討しておりますが、施設の有効利用として、このフロアに執務室を設け、健康福祉部の全ての課を配置できないか検討していきたいと考えております。現在のところ、時期は未定ですが、新型コロナウイルスワクチン接種の状況を鑑み、市におけるワクチン接種の集団接種が終了した時点で、具体的に移動の計画を検討していく予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） やっていただいておりますということは重々分かっておりますし、また環境の問題もあろうかと思いますが、ソフトの面、ハードの面、現状でできることをしっかり知恵を出しながらやっていただきたいというふうに思っております。

本議会に提出されております議案第68号の瑞穂市中山道大月多目的広場条例の第1条では、市民の健康の増進及び交流を促進するとともに、にぎわいを創出し、地方創生に寄与するため、瑞穂市中山道大月多目的広場（以下、多目的広場という）を設置をするとあります。今回でもたくさんの議員さんが、この一般質問で質問がされております大月の広場でございますが、この多目的広場の活用方法を様々な観点から質問されておる中で、私も文教厚生委員会の中で、この広場を、言葉は適切じゃないかと思いますが、言わば国内版のインバウンドのような、いわゆる市外の方が当市に来ていただいて、お金を落としていただけるような意味で、この広場が瑞穂市のある意味、ランドマーク的な存在になっていくのではないかなというふうに思っておるわけでございます。

昨日、教育委員会事務局長のほうから、年間15万人の人出を考えておられるようなお話がございました。岐阜市において、長良川の鵜飼いも今10万がやっこさみみたいな状況で、大変かとは思いますが、それでもにぎわいを創出する、地方創生の意味から、今、企画部長、総務部長からお話があったように、しっかり一丸となってこのランドマークに、活用していただける方に、人が来ていただけるような知恵を出し合っていきたいなというふうに感じております。

最後の質問に移ります。

最後は、JR穂積駅周辺の整備とジェンダー問題についてということで、まず1点、最初の質問は、瑞穂市においてJR穂積駅というのは本当に玄関というか、顔の部分であるというふうに思います。

多くの方が利用されておりますが、まず最初にトイレに関してお聞きしますが、このトイレ、北口と南口に1か所ずつ設置をされているわけですが、やはりいろいろ非常に汚いという声が多く聞こえます。日常清掃の管理も含めて、このトイレの管理はどのようなっているのか、伺います。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 駅前トイレの清掃につきましては、毎年、穂積駅前南北トイレ清掃業務委託としまして清掃業者へ業務委託を発注しております。

清掃回数は1日1回として、業務時間は午前8時から午後3時までの間で、駅利用者に極力迷惑のかからない時間帯に実施するよう指示をしております。

清掃の内容としましては、便器・洗面器等の薬剤洗浄、土間・壁等の洗浄、トイレトーパーの補充、沈殿・沈積物の排除、すすやくモの巣払い、棟周辺の清掃の6項目となっております。その中で、便器・洗面器等については、薬剤を使用し洗浄することとなっておりますが、土間・壁等の洗浄においては水洗いのみの清掃となっております。薬剤を使用し、土間・壁等を清掃してないことから、特に土間タイルの黒ずみが除去されておらず、汚いと感じられたと思います。申し訳ございませんでした。

現在は、清掃業者に土間・壁等におきましても薬剤洗浄の上、清掃を実施するよう指示し、完了しております。また、来年度からは定期的に薬剤を使用する清掃方法に変更し、委託業務の発注を行いたいと思っております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 私は日常に関してはやっていただいておりますというふうに思いますし、仕事に対してどうこうというよりも、やはりどうしてもこの穂積駅、大垣駅と西岐阜駅を挟んで岐阜駅、どどん駅がきれいになっておるとい、開発が進んで、駅自体が、先ほどの言葉を使うならば、ランドマーク的な存在になっておるとい、イメージがあるわけですが、そういった意味で、この穂積駅も日常の管理、また定期清掃のみならず、リニューアルといったことまで考えるぐらいの部分で、顔として取り組まれたほうがいいのではないかなというふうに思います。

あえて苦言を申すのであれば、今この時期、本当に南口で夜イルミネーションがきれいに飾られております。それは本当に通勤の方や帰られた方が癒やされる場であり、感じるわけですが、これも岐阜市、また大垣市はちょっと見ていなくて、岐阜市なんかも本当に今き

れいに派手にやっておられますけれども、やはりそういった部分だけを仮にきれいにしたとしても、トイレを一たび利用された方が入られて汚いと感じられたら非常に驚かれるかと思えますし、実際他市町から来られた方がこの駅のトイレを利用して、正直なところ、苦言があったというふうにも聞いております。そこも踏まえましてお聞きをした次第でございます。

3点目、JR穂積駅の周辺のトイレの整備とジェンダーということに質問のタイトルをつけさせていただいたわけですが、実は私、このトイレ、普通のトイレと違うなというふうを感じるのは、やはり男女の区別って、正面から見ると男女って分かりやすいんですけど、穂積駅沿線に沿ってトイレがありますので、当然私、男性トイレしか使わないわけですが、女性トイレがどこにあるとかいうようなイメージが、なかなか判断がきつくて、入り口が一緒だというふうに思っておったわけです。そういう意味では、男女の区別が分かりづらいのではないかなという個人的な考えもありました。

そういった意味で、実はジェンダー問題というのに関しては、御存じのことかというふうに思いますが、やはり今女性に対して平等な権限を持っていただくという部分で、市長のお話にもありましたが、今SDGs、瑞穂市もしっかり力を入れていただいておりますが、この穂積駅に関して、分かりづらいトイレという部分と、また建物が古いから致し方ないわけですが、この瑞穂市の市役所の南の建物の1階とか、また3階の議員が使うトイレも男女が兼用になっておるという現状でございます。

そういった現状を踏まえた上で、まずは女性に対してトイレが、トイレを強引に考えつけるわけじゃないですけども、駅のトイレが女性にとって活用しやすい状況なのか、また使いづらい環境であったのか、そういったことも非常に感じたわけでございますので、穂積駅周辺のトイレの問題とジェンダーという問題を一緒に考えさせていただきました。

ですので、このジェンダーという問題について伺っていきたくは思いますが、まず瑞穂市も総合計画の中で、特に今年、後期計画が発表されましたが、その中でもSDGs（持続可能な開発目標）ということで、これは確認ですけど、2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲットをうたっておるわけですが、この5番目ですけども、ジェンダー平等を実現しようという部分でございます。

トイレが一緒であったかということだけが目的ではないですけども、非常に女性にとっても使いづらかったという声を聞いておる穂積駅のトイレのこともちょっと踏まえながら、このジェンダー問題について、執行部のお考えを確認したいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） まず私のほうからは、トイレの男女の表示が分かりにくかったという点でお答えをさせていただきたいと思えます。

特に駅南口のトイレにおいては、男女のピクトサインにつきまして少し色が薄くなっており

まして、確認がしづらい状況にはあったと思っております。

また、ちょうど西からトイレを御覧になったときに、1つの箇所に男女の表示があったというのも分かりづらい部分であったと思います。そのようなことで、分かりにくいというのと色が薄いというところで、こちらに関しましては早速確認しやすいように補修を行っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きますので、若井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当市において、LGBTの問題につきましては人権の問題でもあると考えておまして、特に瑞穂市人権施策推進指針の中で、性的少数者の人権という項目を設けております。こちらの答弁につきましては、平成30年にも御質問いただいておりますので、同様の答弁ということにもなりますが、実践といたしましては、人権教室の開催としての啓発や人権相談などの場で支援を行ってまいりました。トランスジェンダーの観点からは、障害や生活困窮者に関する各種手続文書からの男女の別の欄の削除を行うなど、国や県の対応に遅れることなく、市としても実践をしてまいりました。

こうしたことを踏まえまして、今後の行方ということになりますが、まずは来年度に瑞穂市人権施策推進指針の改定を予定しておまして、再びその中でしっかり位置づけていきたいと考えております。その上で、市では、市制施行20周年に向けまして、来年度より人権に係る全体的な計画策定を進めていく予定でございまして、その折にもLGBTの問題を取り上げていく所存でございまして、以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 企画部のほうから、また少し説明させていただきます。

ジェンダー問題への取組として、男女共同参画推進条例施行10年となる今年ですが、「人生100年時代を生き抜く力」と題しまして講演会を開催し、併せて「これからの人生を楽しく生きるコツ」と題しまして、市内で活躍する女性の方々によるパネルディスカッションを開催いたしました。

男女共同参画に関しましては、職場での女性の活躍推進という観点から徐々に理解され、少しずつ社会も動き始めたという感があると見ております。

性的少数者（LGBT）に関しましては、まだ国民の理解度とともに社会の受入れ体制整備をする環境整備も未成熟であると感じております。ジェンダー、LGBTともに、私たちが正しく理解することが重要であり、初めの一歩と考えております。

コロナ対策としまして特別臨時交付金を活用した事業に、瑞穂市ウエディング写真撮影支援金事業を今実施しております。この事業の制度設計の際、いろいろなカップルの形態があることを想定しました。職員のほうでも、初めてLGBTの方を意識したというものでした。まだ

私たち職員のほうも、認識が低いということはやっぱり否めないところでございます。

そこで、職員の学習等々のため、12月6日に市役所の若手職員11名と朝日大学より28名によるSDGs研修というものを行いました。この研修では、少子化等の各種課題が市に発生し、市政運営の状況が変化した場合、どう市のかじ取りをしていくかというものをグループで検討していきまして、対策案を考えていくというグループでのゲーム研修というものになります。これがどういうふうに対策案を通して、最終的にどんな結果、最終目標である結果を導くかというゲーム感覚を持った研修でございました。これからもSDGs研修は継続していきますが、この研修の中でジェンダーやLGBTへの配慮も忘れないということで、誰一人取り残さない施策を立てることができる職員の育成が重要であるということで考えておるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 私もこのSDGs、勉強してもなかなか本当に1人で知識だけでは全く意味がないことだと思います。

この5番のジェンダー平等を実現しようという、男女平等を実現し、全ての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げようというこの目標の、先ほど言ったターゲットが9つあるわけですが、ここを少し確認させていただくと、これは当市だけの問題じゃなく、世界的な問題でございますので、5-1. 全ての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす。5-2. 女性や女の子を売り買いしたり、性的に、またその他の目的に一方的に利用することを含め、全ての女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす。5-3. 子供の結婚、早過ぎる結婚、強制的な結婚、女性器を刃物で切り取る慣習など、女性や女の子を傷つける習わしをなくす。5-4. お金が支払われない家庭内の子育て、介護や家事など、お金が支払われる仕事と同じくらい大切な仕事であるということを、それを支える公共のサービスや制度、家庭内の役割分担などを通じて認めるようにする。5-5. 政治や経済や社会の中で何かを決めるとき、女性も男性と同じように参加したり、リーダーになったりできるようにする。5-6. 国際的な会議で決まったことに従って、世界中誰もが同じように性に関することや子供を産むことに関する健康と権利が守られるようにする。

こういったことを勉強してくると、やはり私たち日本というのは、ある意味、平和な状況で、環境におるのではないかなと感じざるを得ないわけでございます。世界を見ますと、本当にまだまだ女性の方の大変な状況というのを感じるわけでございます。

そういった意味で、しっかりお互い勉強しながら、机上論ではなく、平塚健康福祉部長がおっしゃいました、3年ほど前に私もこのことを質問させていただきましたが、なかなか取り組

むに関しては難しい問題かというふうに思いますが、現実苦しんでおられる人がおられたり、また男女の格差がないわけではないというふうに思うわけでございます。そういったことを、個人的には、市は人を育てていくまちであるというようなことも自分でも思いながら、今後9つのターゲットを改めて勉強させていただいた折に、何度も言いますが、当市だけの問題ではないですけれども、当市がこのSDGsのことに、本当に先駆を走っていけるような考え方をお互い身につけていかなければいけない、このように感じた次第でございます。

瑞穂市の第2次総合計画の中で市長が御挨拶されておりましたし、昨日も庄田議員の御質問の中で、市長は誰一人取り残さないという話の中で、一番大切であるのは人権だということに触れられました。

今、各部長からお話がありましたが、ジェンダー問題、またLGBTの問題について、森市長、どのような見解を持っておられるのか、見識を持っておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 若井議員からジェンダーの御質問をいただいております。

今年のジェンダーギャップ指数というのが発表がなされておりますが、これは経済や政治、そして教育、健康の分野で男女の違いを他国と比べた指数になりますが、日本は教育、健康の分野では男女ほぼ平等ということですが、労働条件、企業の幹部、政治家などは明らかに女性が少ないというような点から、世界156か国の中でも120位というような位置づけがなされているという報道もございました。

また瑞穂市では、先ほど企画部長からお答えをしておりますが、男女共同参画推進条例、10年の節目の年になります。この10年間には、この男女共同参画を取り巻く環境、少子高齢化やライフスタイルの変化、さらには女性進出のいろんな法律施行などがあり、大きく変化がされてきました。

そして、先ほど若井議員からの御質問の中にもありました国連では、持続可能な開発目標（SDGs）というような2030年までに17の目標を達成する、その5つ目にジェンダーの平等がございまして。

私は、SDGsは何の目的で進めるのかといいますと、やはり人としての尊厳、人を尊重するというような目的だと思っております。しかし、その意識は高まっているものの、今なお偏見や社会慣習やジェンダー平等を推進する上での大きな課題が起きているのも事実だと思っております。

瑞穂市では、今年の3月に、総合計画の後期計画の中にSDGsを取り入れた計画を用いており、そしてその中の医療や福祉、子育て、学校教育、社会教育など、全体の24の大きな分野のある中で、ジェンダーの平等は13もの分野にわたる取組をしているところになります。ジェ

ンダー問題は、若い世代の方々には浸透しておりますが、全ての年代層、特に年齢が高くなるほど薄れているということから、広めていく必要があると思います。

そして、女性が活躍できる社会、ワーク・ライフ・バランスの構築も必要になると思います。そして、女性の活躍が目で見えるような社会にしていかなければなりません。そして最後に、女性自身も高い目標を持ち、必要な能力を身につけたりするような意識改革も必要ではないかと思います。

令和5年に瑞穂市が市制施行20周年を迎えるに当たり、単なる点ではなく、続く線上にある計画として捉え、特に人権、平和、そして環境の3つを柱として、その中の人権については、いじめや差別、偏見、ジェンダーの平等なども含めた広い分野での人権について、来年度市のほうで計画を立てて、できるならば人権宣言みたいなものが市のほうで打ち出せることを願っておるといいですか、計画をしていきたいということを考えておりますので、以上、私のジェンダー問題に対するお答えとさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、市長の考えを伺いました。各部長からもお話を伺いましたが、3年前に、私、自分の高校の母校の制服の話を取上げさせていただいたことがございました。今年になって、秋口ですが、私、孫が中学生になっております。学校で制服のアンケートがあった。本当に細かくいろいろ、さらっとだけしか見ていないですけれども、こんなに細かく聞いていただけるのかなと思うぐらいの項目でアンケートが出ておりました。県議会におかれましては、本当に市長がお話しになったようなジェンダー問題、またLGBTの問題なんかもしっかり取り上げていただいております。確認をさせていただきます。

ですので、本当に簡単な問題ではないと思いますが、議会も、また行政もしっかりと一丸となって、少数の方ではございますが、マイノリティーの方のために、これからはしっかり頑張っていきたいと、このように決意をさせていただきます。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 14番 若井千尋君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6番 森健治君の発言を許します。

森健治君。

○6番（森 健治君） おはようございます。

早朝より傍聴にお越しくございました皆様、感謝申し上げます。

一般質問、最終の質問者となります。議席番号6番、創緑会、森健治です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を、これより以下2点について質問させていただきます。

1点目は、3回目のコロナワクチン接種について、2点目は、朝日大学とのまちづくり連携についてです。

これよりは質問席において行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問ですが、3回目のコロナワクチン接種について。

全国的にも、岐阜県、瑞穂市においても感染状況は落ち着いています。瑞穂市の感染者は、10月25日以降50日間なかったのですが、残念ながら12月15日の報道によりますと、1人の感染が確認され、累計は680人となりました。また新聞では、新たな変異株としてオミクロンという聞き慣れない名前のコロナウイルスが発表されています。このウイルスは、デルタ株に比べ、さらに感染力が強いか、感染が早いか、現在のワクチンは効かないとか、心配することが報道されています。今の少ない感染状況を維持し、第6波を防止するためにも、従来どおりマスクの着用、手洗いの徹底、小まめな換気、人との距離を保つ、基本的な感染対策の徹底は従来どおり必要と思います。

昨日の夕刊によりますと、オミクロン特化のワクチンは不要という報道もあります。「オミクロン追加接種推奨」という大きな見出しで報道されている部分もございますけれども、ウイルスによって引き起こされる病状が軽くても、多くの人が感染すれば重症者や死者が増えかねないとし、オミクロン株の驚異は非常に深刻なものになるという警告も報道されています。その上で、3回目のコロナワクチンが重要な役割となります。

そこで最初の質問でございますけれども、瑞穂市の1回目・2回目のコロナワクチンの接種状況はどうなっているのか。この部分は、昨日の若園議員の質問と重複する部分もございますけれども、あえてお聞きしたい。また、ワクチンの接種をせずに、今後希望されたらどう対応することができるのか、お尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 森議員の御質問にお答えをいたします。

1回目・2回目の接種状況でございますが、昨日12月16日時点で、1回目の接種者は4万2,515名、2回目接種者は4万2,205名で、接種率は1回目88.5%、2回目87.9%となっております。

さらに、今後接種を希望される方への対応についてでございますが、接種できる医療機関は限定をしておりますけれども、引き続き未接種者が接種できる体制を確保しておるところでございます。今現在も接種したいとの問合せがございまして、接種を希望される方へは接種でき

る医療機関を御案内しております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） 昨年の1回目・2回目ワクチン接種についてでございますけれども、当市の場合、非常に他の市町に比べて順調に接種が行われたというふうに私自身も実感しております。ところでございますけれども、引き続き3回目のワクチンの接種に向けて、今までどおり進めていただきたいというふうに感じます。

2点目でございますけれども、これから公表される3回目のワクチン接種、個別及び集団があると思いますが、接種対象者は18歳以上であるのか、また接種のスケジュールについてお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、3回目の追加接種の件でございますが、接種対象は2回接種した方のうち、議員お見込みのとおり、18歳以上の方が接種対象となります。

また、接種スケジュールについてでございますが、先ほどのお話もありましたように、過日の若園議員からの御質問にお答えしたとおりでございますけれども、一般の高齢者の方につきましては、1回目・2回目の接種と同様に個別接種・集団接種の併用で進めてまいります。接種券は、1月中旬に高齢者の方に一斉に発送する予定でございます。2月中にはおおむね接種が完了できるように、もとす医師会と調整中でございます。

64歳以下のいわゆる一般接種と言われる方々につきましては、2回目の接種完了日よりまして順次接種券を発送いたしまして、高齢者同様、個別接種・集団接種の併用にて進めてまいります。この一般接種につきましては、3月中に接種が始められるように、これももとす医師会と調整を進めておるところでございます。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。高齢者については2月末をめどにという御回答でございました。前回の接種、非常に執行部の方を含めて、集団接種の場合はスムーズな接種が行われたというふうに思っています。そういう形で、今後の3回目のワクチン接種、個別・集団とも実行、実施していただきたいというふうに思います。

3点目になりますけれども、3回目のワクチンの個別・集団とも同じ種類のワクチンであるのか。また、供給の見通しはついているのか、お聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 使用するワクチンでございますが、今回の3回目の追加接種につきましては、1回目・2回目接種に用いたワクチンの種類に関わらず、メッセージーRN

A ワクチンのファイザー社ワクチンまたはモデルナ社ワクチンを使用いたします。

また、ワクチンの供給の見通しでございますが、現時点では、国からの供給スケジュールとして、高齢者接種で使用するワクチンが1月末までに供給されるというスケジュールが示されてございます。なお、供給されるワクチンにつきましては、今日現在、最新の情報ではファイザーで55%、モデルナ45%というふうに聞いております。以上でございます。

[6 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6 番（森 健治君） 供給の状態、ファイザーが55%ほどということで、残りがモデルナ。なかなかそうしますと、ワクチンの選択というものは接種する人が選択できないのか、その辺ちよっとお聞きしたいのですが。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 3回目の追加接種におきましては、種類の異なるワクチンを接種するいわゆる交互接種というのが認められております。しかし、ファイザー社製ワクチンの接種を希望する方が多いということが報道等でも言われておりまして、そういったことが予想されております。基本的には、御希望で、厚労省等々からの情報によりますと、希望するワクチンが選べるというようなことにも報道がなされておりますけれども、ワクチンの供給量に限りがあるということから、希望するワクチンがすぐに接種できないということが想定をされております。

そこで、国におかれては、ファイザー社製ワクチンまたはモデルナ社製のワクチンのいずれについても、安全性や有効性を考慮されて承認をされているというふうに考えておりますので、市といたしましては、早い段階から国の追加接種の方針や、またワクチンの安全性について丁寧に説明をしていくことが重要だというふうに考えております。以上でございます。

[6 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6 番（森 健治君） ありがとうございます。報道でも、そのような今お答えいただいたような状況で私も認識しています。効き目、効力については、いずれも同じようだというので、お答えのような対応で皆様にも伝えていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

それから、次に入らせていただきますけれども、4点目、今、ワクチンの交互接種についての御回答をいただいたので、その分は飛ばしまして、5点目に入らせていただきます。

65歳以上の集団接種について、交通手段のない市民について、1回目・2回目ともに同様にタクシーのチケットを配付する予定はあるのか、お聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いてお答えをさせていただきます。

交通手段のない65歳以上の高齢者などへの支援策といたしまして、1回目・2回目接種の際に、御指摘のとおり、集団接種会場までの利用に限定をいたしまして、追加のタクシー乗車券を交付させていただきました。そういったことを鑑みまして、今回3回目の追加接種においても、65歳以上の高齢者の方に追加のタクシー乗車券を交付いたします。

なお、3回目の追加接種におきましては、1回目・2回目接種の際に、個別接種の医療機関にも追加のタクシー券を利用したいという声が多く寄せられました。また、今回の追加接種の時期も個人個人で異なりまして、地区割りで接種日を設定した前回とは状況も大きく異なっております。

したがいまして、今回の追加接種におきましては、集団接種・個別接種を問わず、タクシー乗車券を使用できるように制度を拡充する予定でございます。条件等々は従前のとおりでございますが、繰り返し申し上げますけれども、タクシー乗車券について、集団・個別を問わず利用できるように拡充をする予定でございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。1回目・2回目とちょっと違った対応でタクシーチケットの配付をしていただけたということで、ありがたく思っています。

前回、集団接種の場合は地区割りで非常にスムーズにいきましたけれども、3回目となりますと、1回目・2回目と同じような対応はできないということで、そういうタクシーのチケットの配付はまた便宜を図っていただけたということで安心をいたしました。

最後6番目になりますけれども、本人の意思または健康上の理由でワクチン接種を受けていない人へのPCR検査について、どのように対応するのか、お聞きします。冒頭で1回目・2回目で90%弱の方はワクチン接種を終えられたということですが、10%強の方が未接種という状況になっています。含めて御回答をお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

初日の松野貴志議員への答弁とも関連をするところでございますが、今お話のありました本人の意思、または健康上の理由等により接種を受けていない方が相当数見えることは承知をしております。

せんだっての答弁でも申し上げましたけれども、飲食店等において、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において、イベント主催者、カラオケ店等が、利用者に対してのワクチン接種歴または検査結果の陰性を確認することによって様々な行動制限を緩和するワクチン・検査パッケージの制度がなされております。観光については、令和4年1月以降、平時においても

適用される予定ということでございまして、この制度が今広まりつつあるところでございます。

健康上の理由や年齢制限等によりワクチン接種を受けられない方々について、ワクチン・検査パッケージが必要となりますPCR検査等を無料で受けられる環境について、現在県内各地で整備をされておまして、12月下旬から検査受付が開始される予定というふうに聞いております。また、接種証明書を発行する国のアプリについて、この12月20日より運用が始まることも聞いております。

このように、ワクチン・検査パッケージ制度、ワクチン未接種の方に対する対応について、全国的に体制整備が拡充されつつありまして、今後この制度の在り方や運用等についても検討されていく見込みであると聞いております。

したがいまして、任意接種による個人尊重の観点からも、このワクチン・検査パッケージ等を活用することによりまして、未接種の方への対応というふうにもしていきたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。検査についても、国を含めてきちっと対応していただけるということ、それから接種者のアプリを使った証明制度のこともお聞きしました。一人一人がコロナワクチンについての対応というものをしっかりしていくことが重要というふうに思いました。

それでは、これより2点目の質問に入らせていただきます。

朝日大学とのまちづくり連携について。

瑞穂市マスタープランの都市づくりの基本計画の将来都市構造に明記がある、地域生活拠点であり、学術研究拠点でもある朝日大学周辺地区の土地利用と朝日大学との連携についてでございます。

朝日大学は、1971年に旧穂積町の地に岐阜歯科大学として設置され、1985年に経営学部を増設し、校名を現在の朝日大学と改名、その後2014年に保健医療学部看護学科の増設、保健医療学部健康スポーツ科学科が開設されて、現在に至っています。

瑞穂市は、これまで様々な形で連携・協力関係を築いてきた朝日大学との間で、さらなる相互の発展のため、2013年12月、包括的な連携協定を締結、瑞穂市と朝日大学が多様な分野で包括的・緊密な協定関係を築き、持続・発展的に連携を深めることにより、活力ある地域社会の形成・発展や未来を担う人材育成、さらに瑞穂市民等の教育・文化活動など、地域貢献に寄与することを目指すとしています。

こうした包括連携協定により、朝日大学では、瑞穂市と協力して地域の課題解決に関することをはじめ、まちづくりや人材育成、産業の振興、地域情報化、教育・文化、国際交流及びス

スポーツの振興など、今まで以上に地域社会に多様な貢献ができるように積極的に相互交流を図るとされ、2013年の連携協定締結以降、瑞穂市との間で2016年に看護学生臨地実習実施に関する覚書、同じく11月に男女共同参画女性の活躍推進事業の連携に関する覚書が締結されています。

マスタープランでは、地域生活拠点として、朝日大学周辺については、周辺に居住する学生と若者が魅力を感じる学園都市として位置づけますとしており、また学術研究拠点として、朝日大学周辺を中心に、大学及び病院等による学術研究機能と連携して、先端産業が集積した拠点としますと明記されています。

そこで、1つ伺いたいします。

市内唯一の大学である朝日大学では、保健医療学部の増設により、健康福祉における、これからの社会において大きな課題の一つである人生100年時代、超高齢化社会における健康寿命の延伸や介護施設等での連携を相互で模索することが望ましいと考えますが、市の御所見をお聞かせください。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、マスタープランの中では、朝日大学周辺地域について、地域生活拠点、また学術研究拠点に位置づけられておまして、健康福祉の観点からも欠くことのできない存在であるというふうに考えております。

特に人材の活用という点において、ソフト面ということになりますが、当市と朝日大学とは、これまでも様々に協力・連携を図ってまいりました。既に数年前からは介護保険施策の一つであります生活支援体制整備事業の展開におきまして、経営学部の先生をお招きして御指導を賜っております。さらに保健医療学部との連携につきましても、毎年度看護学科の学生を実習生として受け入れているほか、昨年度策定をいたしました瑞穂市高齢者生き生きプラン（老人福祉計画）の策定において、その策定委員に保健医療学部の先生もお招きをいたしまして、瑞穂市の現状についての分析や、また御助言をいただいたところでございます。

また、議員御指摘の市内の介護施設間の連携について、市内には特別養護老人ホームが2か所、老人保健施設が1か所、認知症のグループホームが5か所のほか、有料老人ホームが9か所、サービス付高齢者住宅が3か所など居住系の施設が数多くございますので、こうした施設連携の核とされることも期待を寄せるところでありまして、瑞穂市に朝日大学が立地しているという利点を最大限に生かしまして、これからも協議・連携を密に行って、市の健康福祉の発展に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。大学側との連携、密にされているようでございます。これからも今までどおり関係を密に取っていただき、市のために、あの地域、大学を含めて、今まで以上に活躍の場を広めていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、朝日大学周辺の土地利用についてお尋ねいたします。

御存じのように、大学の南側、及び中川を挟んで西側もそうなんですけれども、朝日大学は主要地方道北方・多度線に隣接し、大学の南と中川を挟んだ西には、市街化調整区域の田畑が大きく広がる農地があります。

瑞穂市として、朝日大学周辺の地域を生活拠点、学術研究拠点と位置づけているこの地区において、朝日大学の学生と若者が魅力を感じる学園都市としての土地利用や、朝日大学の学術研究機能と連携して、先端産業の土地利用についてなど、地区の課題や特徴を踏まえた上で地区の将来像を設定し、その実現に向けて、都市計画に位置づけた地区計画にあるまちづくりを朝日大学と連携で進めるべきと考えますが、市長の御所見をお聞かせいただけたらありがたいです。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほど議員から御紹介がありましたとおり、当該地域は瑞穂市都市計画マスタープランにおいて、地域生活拠点、学術拠点と記述されております。

朝日大学は、病院、防災拠点等地域に密着し、スポーツクラブ活動も盛んで、健康スポーツ科学科もあり、県内のスポーツ振興にも寄与するなど大きな役割を果たす施設であり、大学が成長していくことは市の発展に大きく貢献していくものと確信しております。

過去には、朝日大学の敷地拡大に伴う検討を進めていたことがありました。学校敷地南側は市街化調整区域で農地が多く残っていることもあり、新たな土地利用を行う場合、農地転用や地区計画の策定などの制約がございますが、今後、将来を見据えたよりよい土地利用を朝日大学と情報交換を行いながら、連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（広瀬武雄君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 森健治議員から、朝日大学との関わりについての御質問をいただいております。

朝日大学とは、平成25年に市と包括連携協定を結び、朝日大学の先生が審議会委員になっていただいたり、学生さんが市のイベントや市の職員との交流まで、実は今夜も市の若手職員と保育士も含まれておりますが、朝日大学の学生とコミュニティ経営プロジェクト研修というのを6回行う中の1回が今夜行う予定で、朝日大学の先生からまちづくりなどを教わっているということになります。また、SDGsやカーボンニュートラルについても、追加で包括連携協定の中に加えるといったような動きもあり、瑞穂市にはなくてはならない朝日大学となっています。

土地利用については、朝日大学の南側については、朝日大学の将来を考えた学校整備には欠かせない土地利用になると考えています。私ども瑞穂市にとっては、なくてはならない朝日大学になりますので、朝日大学とは近い関係で、協力体制も取って、お互いに情報交換を行いながら、その辺りについて進めていきたいということを考えています。

また、朝日大学の保健医療学部の増設により、健康寿命の延伸など、人生100年時代を迎えているというようなことですが、朝日大学の病院機能は、実は岐阜市の朝日大学病院のほうに移転しているということや、現在瑞穂市の介護施設における状況を考えると、介護施設の分野において朝日大学が進出されるということは、数年前に入づてで伺いましたが、今のところ大学側から直接聞いた情報ではございません。

議員の御質問は、調整区域の活用と申しますか、土地利用にあると思います。南側は朝日大学の学校整備にということで考えていかなければならない土地ということで、中川の西に当たる地域の土地利用については、一昨日の広瀬守克議員の一般質問にもありました市街化調整区域の計画的な企業誘致でもお答えをしております物流総合効率化法というインターからの距離や、そして国道・県道沿いというような規定に中川西の地域が該当するかどうかというのを現在調べております。仮にこの法律に該当すると、進出してくる企業には、開発行為に配慮がなされたり、法人税や所得税、固定資産税、土地・建物、償却資産に特例があるなど恩恵があり、企業にとっては、瑞穂市にとっても誘致しやすい法律の該当になると思います。

課題は多いのですが、多いからといって諦めるのではなく、瑞穂市の将来も考えた企業誘致として、この中川西についても、地区計画ができるかどうかということもしっかり判断をして、進めていきたいということを考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） 的確な御回答をいただきましてありがとうございます。

本来、耕作放棄のことも含めてする予定でございましたけれども、要するに大学の南側、市長がおっしゃいました中川を挟んで西側の調整区域の件について、ただしていこうという思いもございました。農業に携わっていらっしゃる方もたくさん見えるわけですが、近年、農業離れといいますか、耕作をしない田畑が増えてきております。要するに、第三者に耕作依頼をするという形になっているわけですが、なかなか田んぼ・畑の手入れというものが十分にできない状況になっておりますので、今御答弁いただきましたように、開発を含めた対応で将来進めていけるのかどうか、そういうことをちょっと問うたわけですが、すぐにはできませんけれども、そういう形での対応も含めて、あの近辺が非常によくなるように努めていただきたいというふうに思います。

ちょっと早いですが、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 6番 森健治君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（広瀬武雄君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時37分

